

○一部事務組合下田メディカルセンター介護老人保健施設事業特別会計条例

平成 12 年 2 月 25 日  
共立湊病院組合条例第 1 号

改正 平成 24 年 2 月 27 日共立湊病院組合条例第 2 号

改正 平成 31 年 2 月 21 日一部事務組合下田メディカルセンター条例第 4 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 209 条第 2 項の規定により、介護老人保健施設事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第 2 条 この会計においては、寄附金、負担金、借入金及び附属諸収入をもってその歳入とし、介護老人保健施設事業費、借入金の償還金及び利子、その他の諸支出をもってその歳出とする。

附 則

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 2 月 27 日共立湊病院組合条例第 2 号）

この条例は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 2 月 21 日一部事務組合下田メディカルセンター条例第 4 号）

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。